

平成25年7月25日策定

## 1. 利用計画策定対象箇所

広島市中区江波地区内の一般国道2号広島南道路高架橋の高架下等における公園及び公共の用に供する広場の占用計画を対象として高架下等利用計画を策定するものである。

## 2. 利用計画の概要及び用途

当該地域は一般国道2号広島南道路（以下、広島南道路という。）の整備によって地域が南北に分断されるため、従来の地域コミュニティへの影響が懸念される。そのため、分断されたコミュニティの維持・再建、歴史・文化の継承、さらには地区の活力や賑わいの創出、高齢者や子ども達の憩いの場の確保を目的として、広島南道路の高架下等の道路空間を周辺地域のための憩いの場、健康増進の場、歴史・文化継承の場、地域内外の交流の場を利用計画として策定するものである。

- (1) 用途 : 公共の用に供する広場（朝市（多目的広場、駐車場））  
場所 : 広島市中区江波東二丁目地内

当該箇所については、江波地区の「カキ」に代表される地域の資源を活かした朝市を開催する場として利用することにより、地域のまちづくりや賑わいの創出を目的として公共の用に供する広場及び来場者のための駐車場としての用途を利用計画として策定するものである。

なお、朝市を開催しない時は多目的広場としての利用を計画している。

- (2) 用途 : 公共の用に供する広場（公園）  
場所 : 広島市中区江波本町地内

当該箇所は、既設の街区公園の誘致距離（半径250m）外に位置していることから、公園を設置することにより地域の憩いの場を提供し快適な地域環境を保つことを目的として、公共の用に供する広場としての用途を利用計画として策定するものである。

- (3) 用途 : 公共の用に供する広場（歴史・文化継承の場）  
場所 : 広島市中区江波本町地内

当該箇所については、江波地区におけるこて絵、江波焼きなどの歴史遺物を展示し、江

波地区の歴史・文化の情報発信や継承を図ることによる地域のまちづくりを目的として、公共の用に供する広場としての用途を利用計画として策定するものである。

- (4) 用途 : 公共の用に供する広場 (グラウンドゴルフ場)  
場所 : 広島市中区江波二本松一丁目地内

当該箇所については、江波地区でも人気の高いスポーツであるグラウンドゴルフ場として利用することにより、スポーツを通じた交流の場を創出することを目的として、公共の用に供する広場としての用途を利用計画として策定するものである。

- (5) 用途 : 公共の用に供する広場 (歴史・文化継承の場)  
場所 : 広島市中区江波本町地内

当該箇所については、付近に江波焼のかま場があったと推定されることから、江波焼のモニュメントを展示するなど、江波地区の歴史・文化の情報発信や継承を図ることによる地域のまちづくりを目的として、公共の用に供する広場としての用途を利用計画として策定するものである。

- (6) 用途 : 公共の用に供する広場 (花だんを中心とした憩いの広場 (健康器具、送迎用駐車場等))  
場所 : 広島市中区江波西二丁目地内

当該箇所は、花づくりをする市民グループがあり、また近くに大規模な高齢者施設があることから、主に高齢者が花づくりや健康増進のための軽い運動などができる場として利用することにより地域のまちづくりや賑わいの創出を目的として、公共の用に供する広場及び送迎用駐車場としての用途を利用計画として策定するものである。

◆参考 位置図、平面図

### 3. 利用計画における占用主体及び占用の概要

#### (1) 公共の用に供する広場（朝市（多目的広場、駐車場））

占用主体 : 広島市

占用物件 : 公共の用に供する広場（朝市（多目的広場、駐車場）） 1, 450 m<sup>2</sup>

占用の開始予定時期 : 平成26年度

#### (2) 公共の用に供する広場（公園）

占用主体 : 広島市

占用物件 : 街区公園 720 m<sup>2</sup>

占用の開始予定時期 : 平成26年度

#### (3) 公共の用に供する広場（歴史・文化継承の場）

占用主体 : 広島市

占用物件 : 公共の用に供する広場（歴史・文化継承の場） 1, 270 m<sup>2</sup>

占用の開始予定時期 : 平成26年度

#### (4) 公共の用に供する広場（グラウンドゴルフ場）

占用主体 : 広島市

占用物件 : 公共の用に供する広場（グラウンドゴルフ場） 7, 610 m<sup>2</sup>

占用の開始予定時期 : 平成26年度

#### (5) 公共の用に供する広場（歴史・文化継承の場）

占用主体 : 広島市

占用物件 : 公共の用に供する広場（歴史・文化継承の場） 540 m<sup>2</sup>

占用の開始予定時期 : 平成26年度

#### (6) 公共の用に供する広場（花だんを中心とした憩いの広場（健康器具、送迎用駐車場等））

占用主体 : 広島市

占用物件 : 公共の用に供する広場（花だんを中心とした憩いの広場） 2, 270 m<sup>2</sup>

占用の開始予定時期 : 平成26年度

### 4. 占用期間及び利用計画の検証・評価

(1) 占用主体は、占用箇所の利用状況について毎年度末に道路管理者へ報告するものとする。

(2) 今回、利用計画を策定した箇所の占用期間は原則5年間とするが、3年目に利用状況の検証・評価を検討会において行う。利用状況に問題があると判断された場合でその後も改善がみられない箇所（以下「問題箇所」という。）又は新たな利用要望が提出された箇所（以下「新

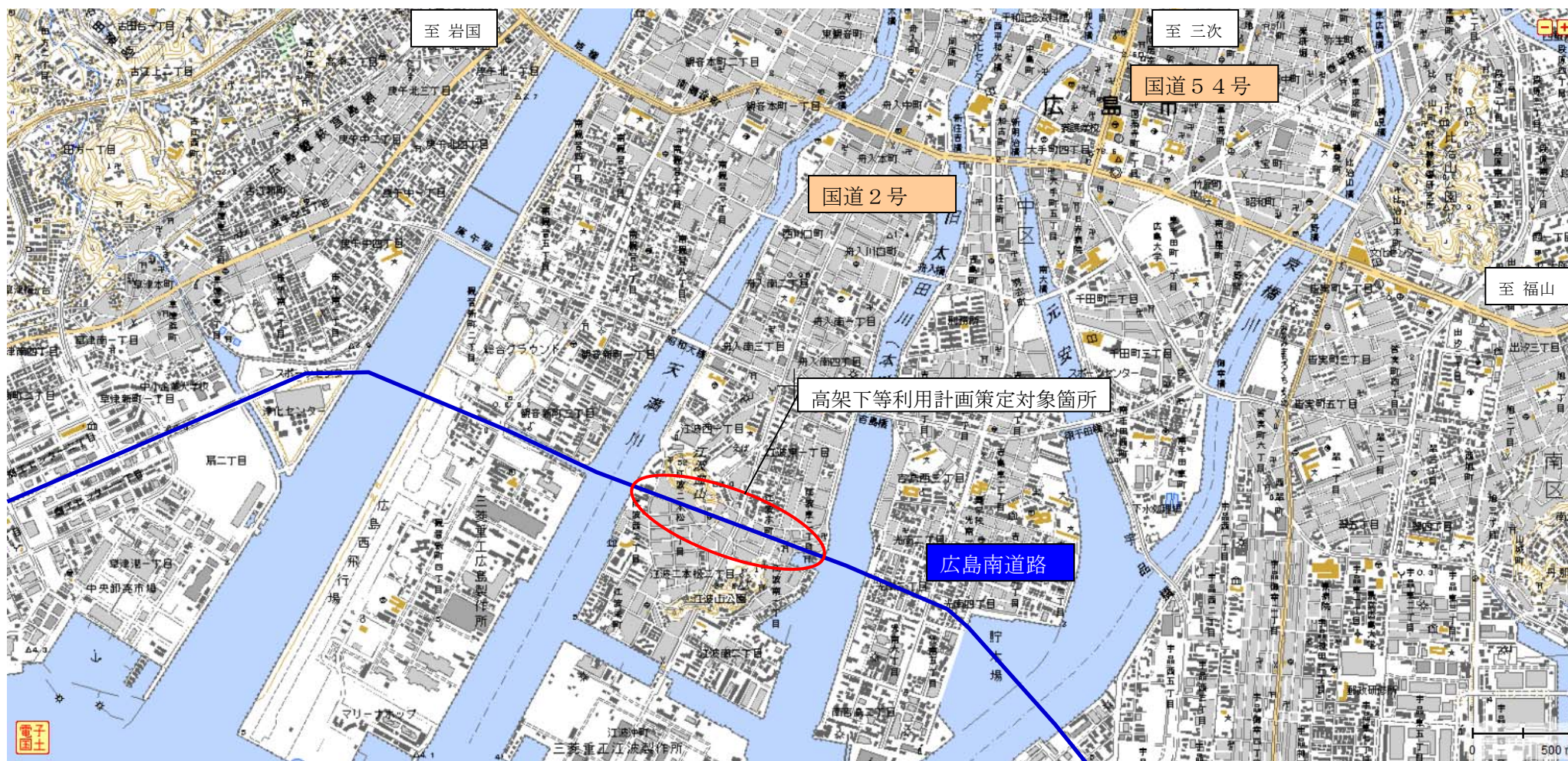
規箇所」という。)については、以後の占用の更新を認めない場合がある。

- (3) 問題箇所又は新規箇所については、占用期間の5年目に検討会を開催し占用の更新の可否又は新規用途の是非等について検討するものとする。

## 5. その他

- (1) 駐車場を設置する場合は、利用が特定の者に偏らないように適切な措置を講じるものとする。
- (2) この利用計画は平成25年7月25日より施行する。

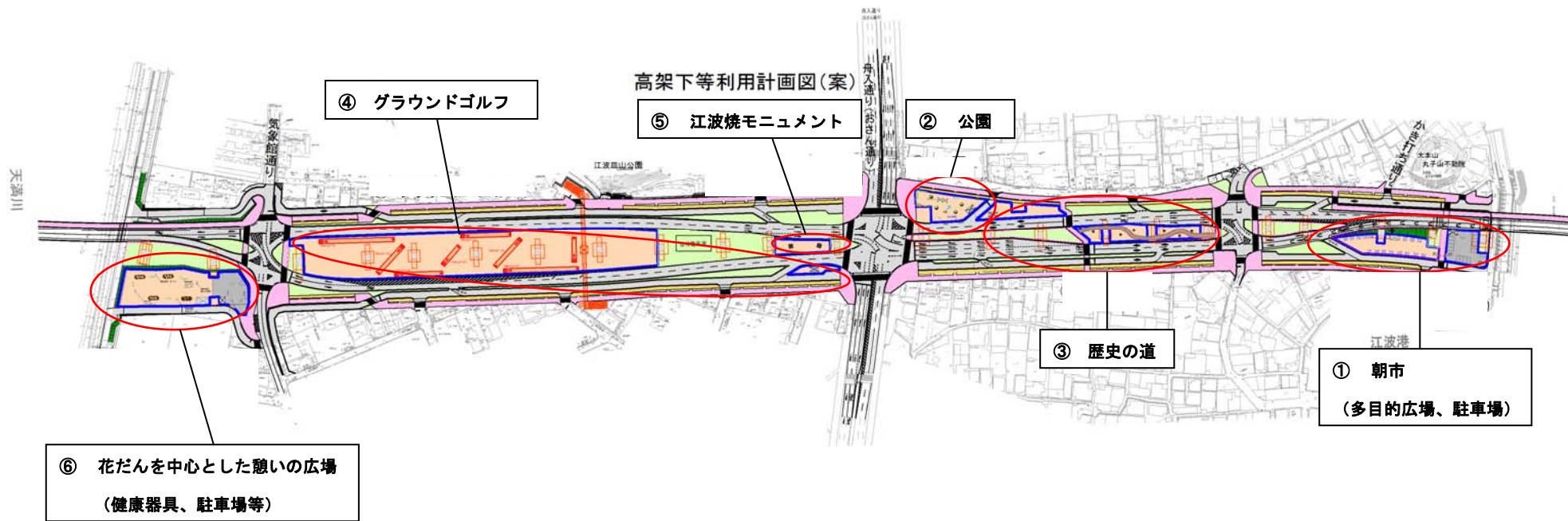
■位置図



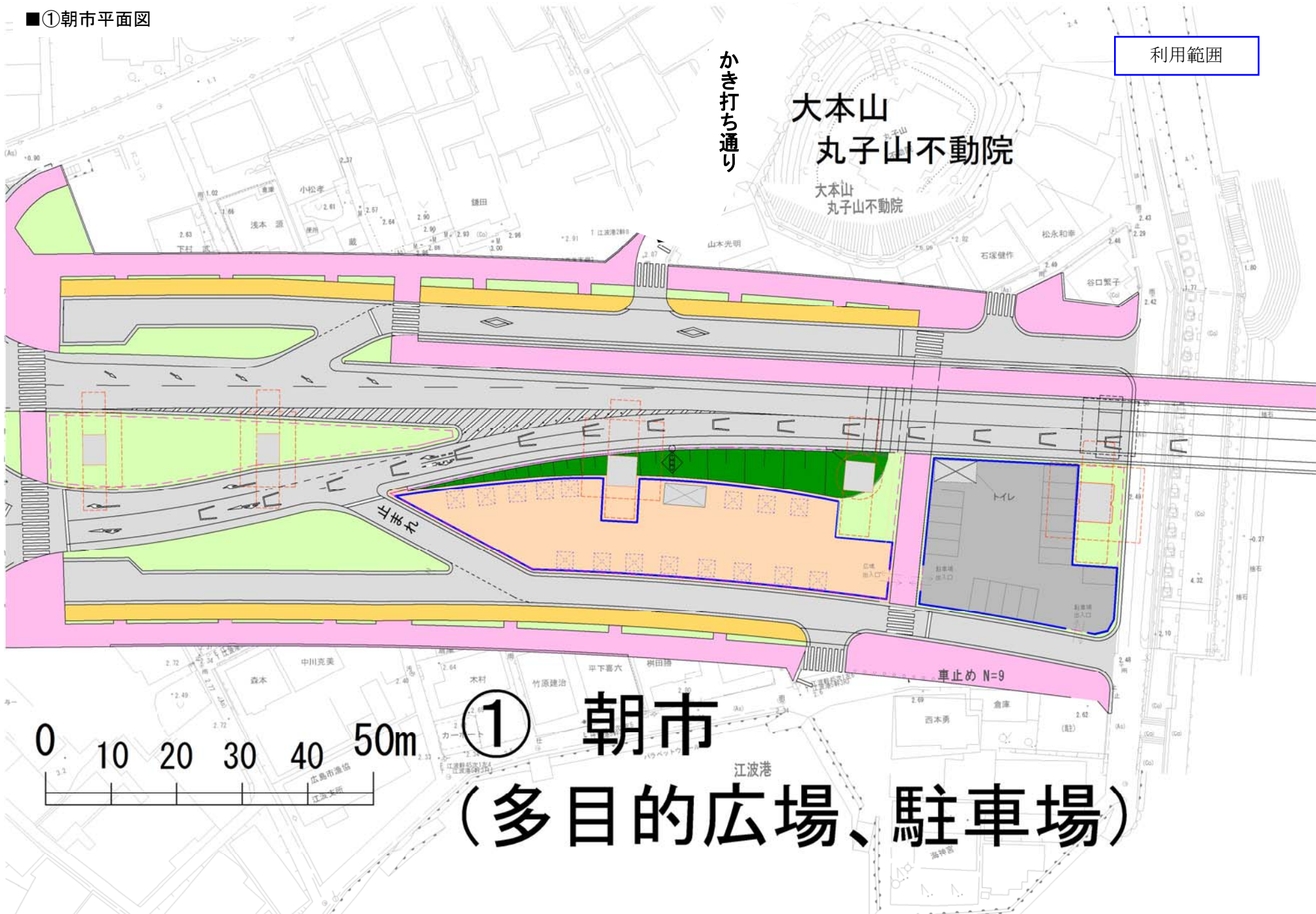
■全体平面図



利用範囲



■①朝市平面図



利用範囲

かき打ち通り

大本山  
丸子山不動院

大本山  
丸子山不動院

① 朝市  
(多目的広場、駐車場)

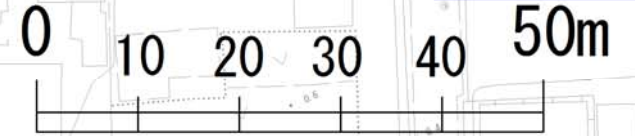
0 10 20 30 40 50m

車止め N=9

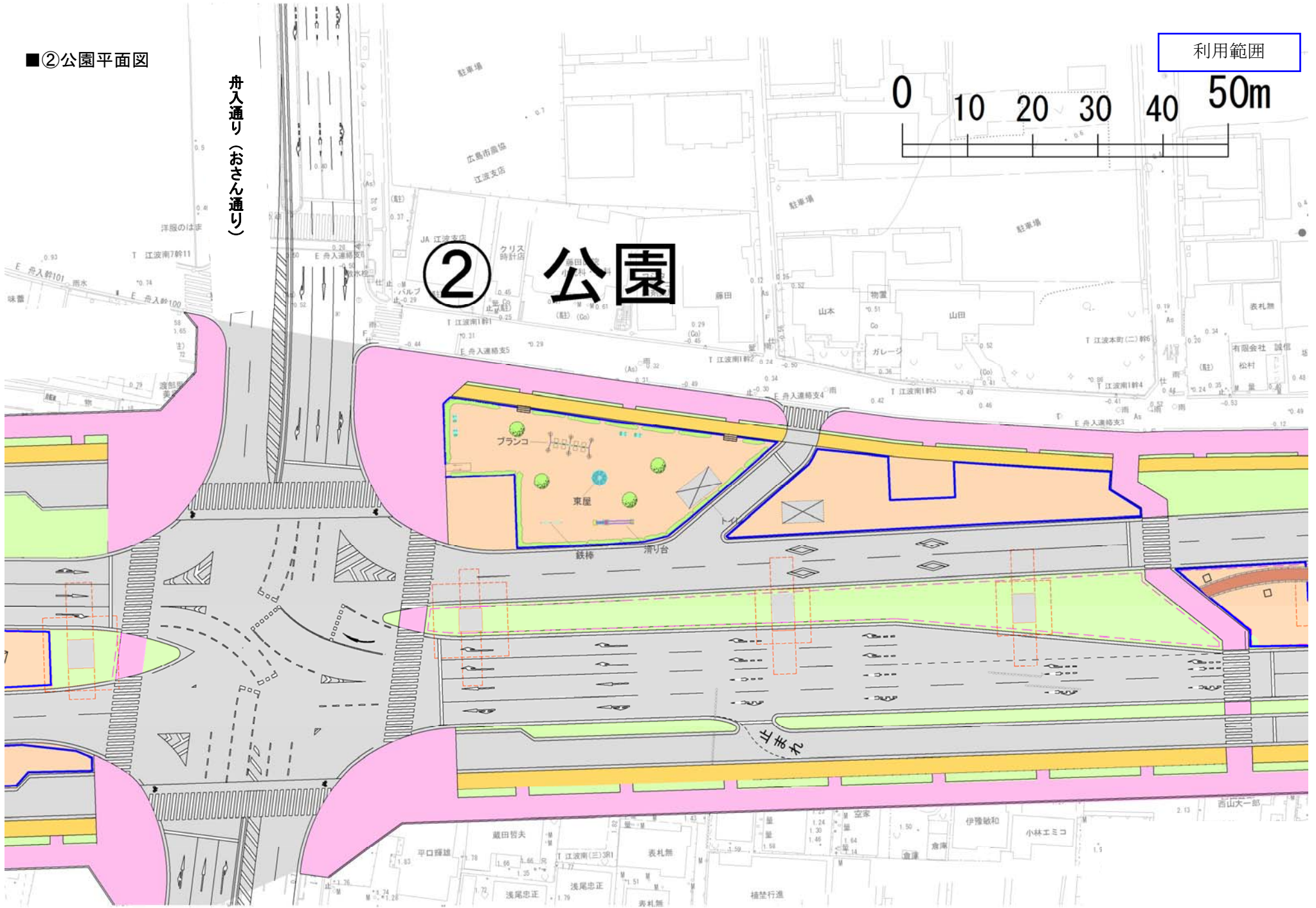
■②公園平面図

舟入通り(おさん通り)

利用範囲

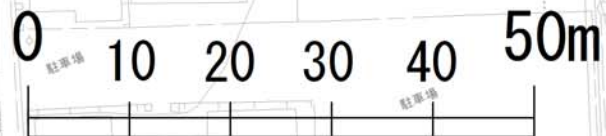


② 公園

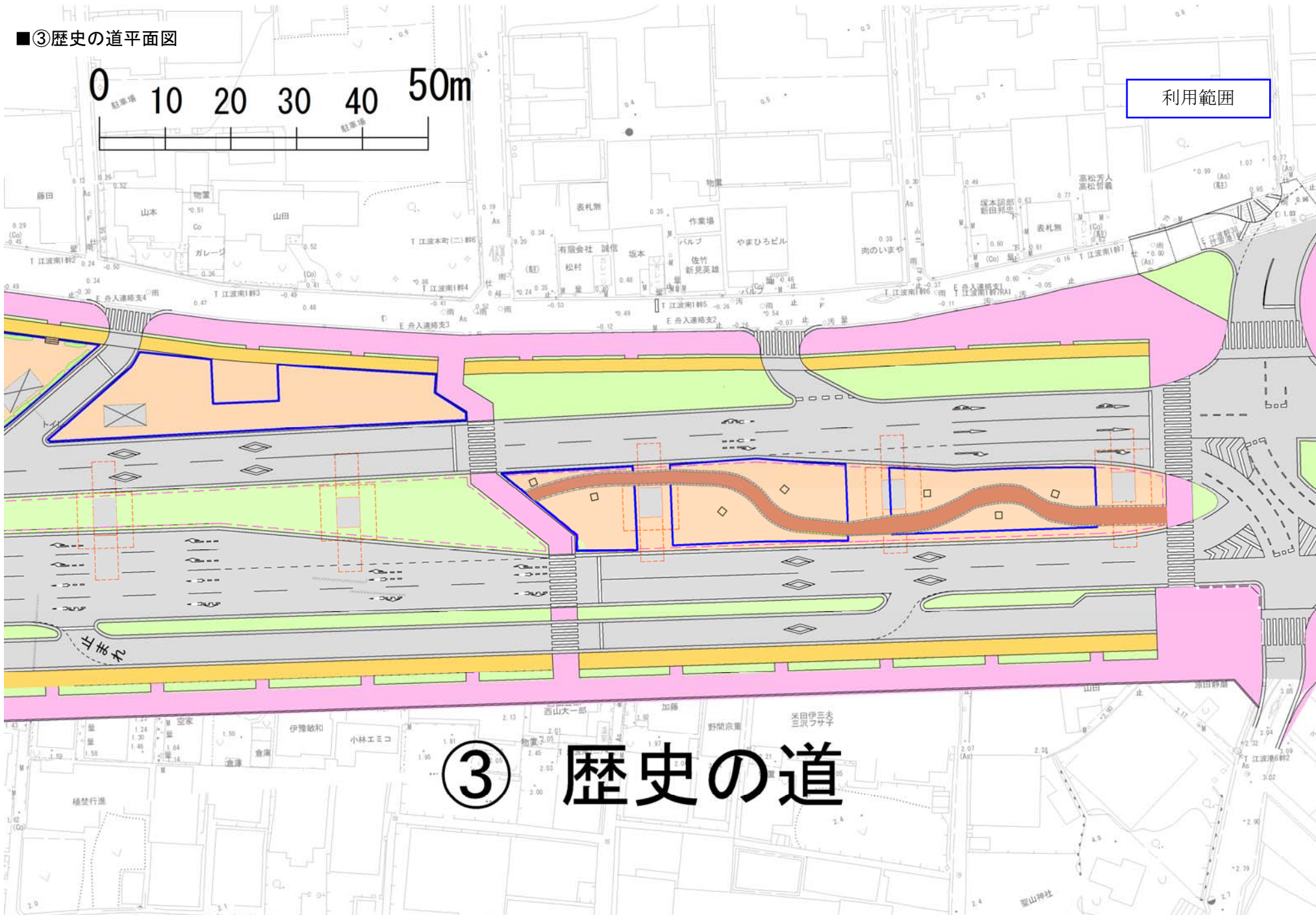




■③歴史の道平面図

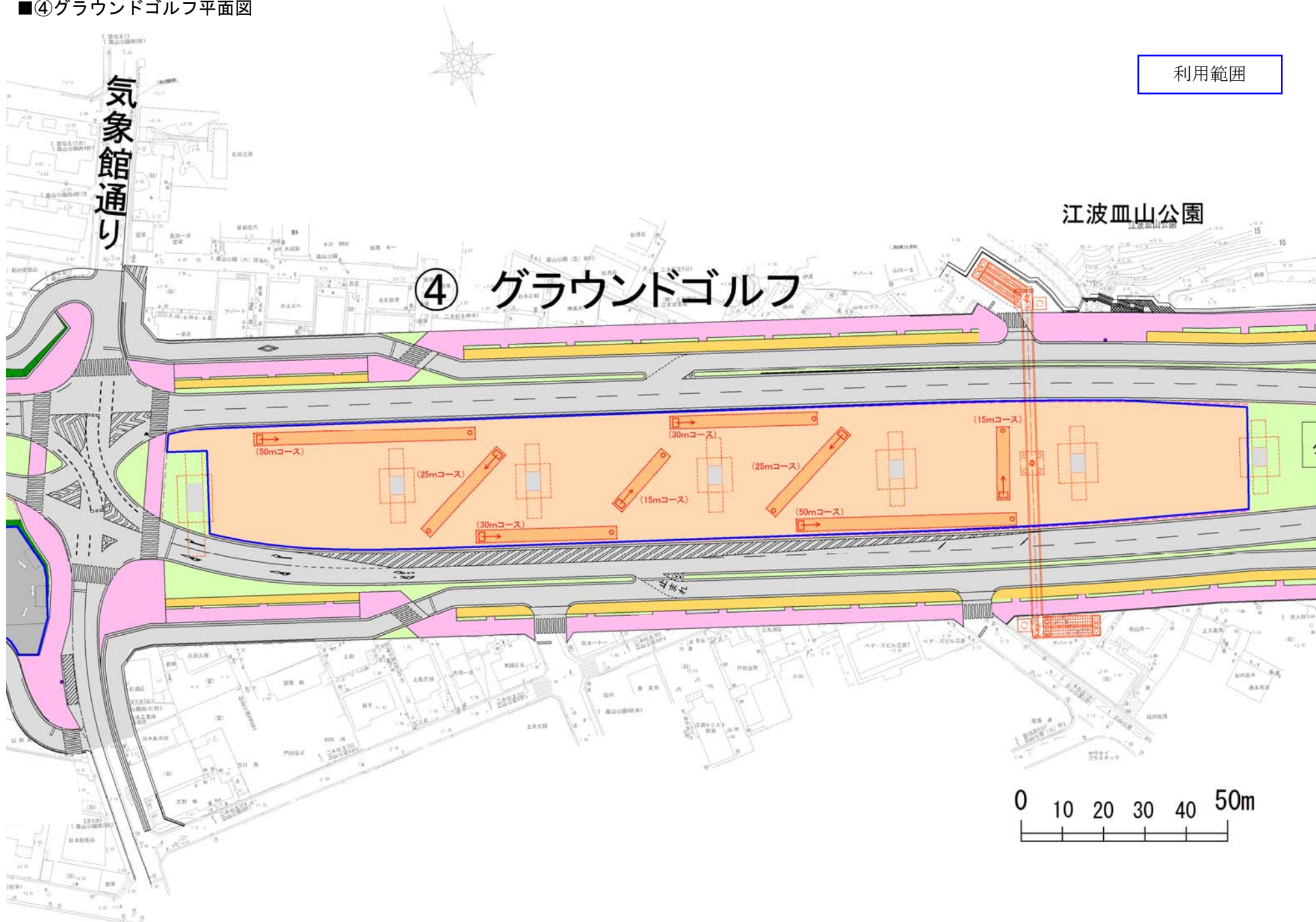


利用範囲

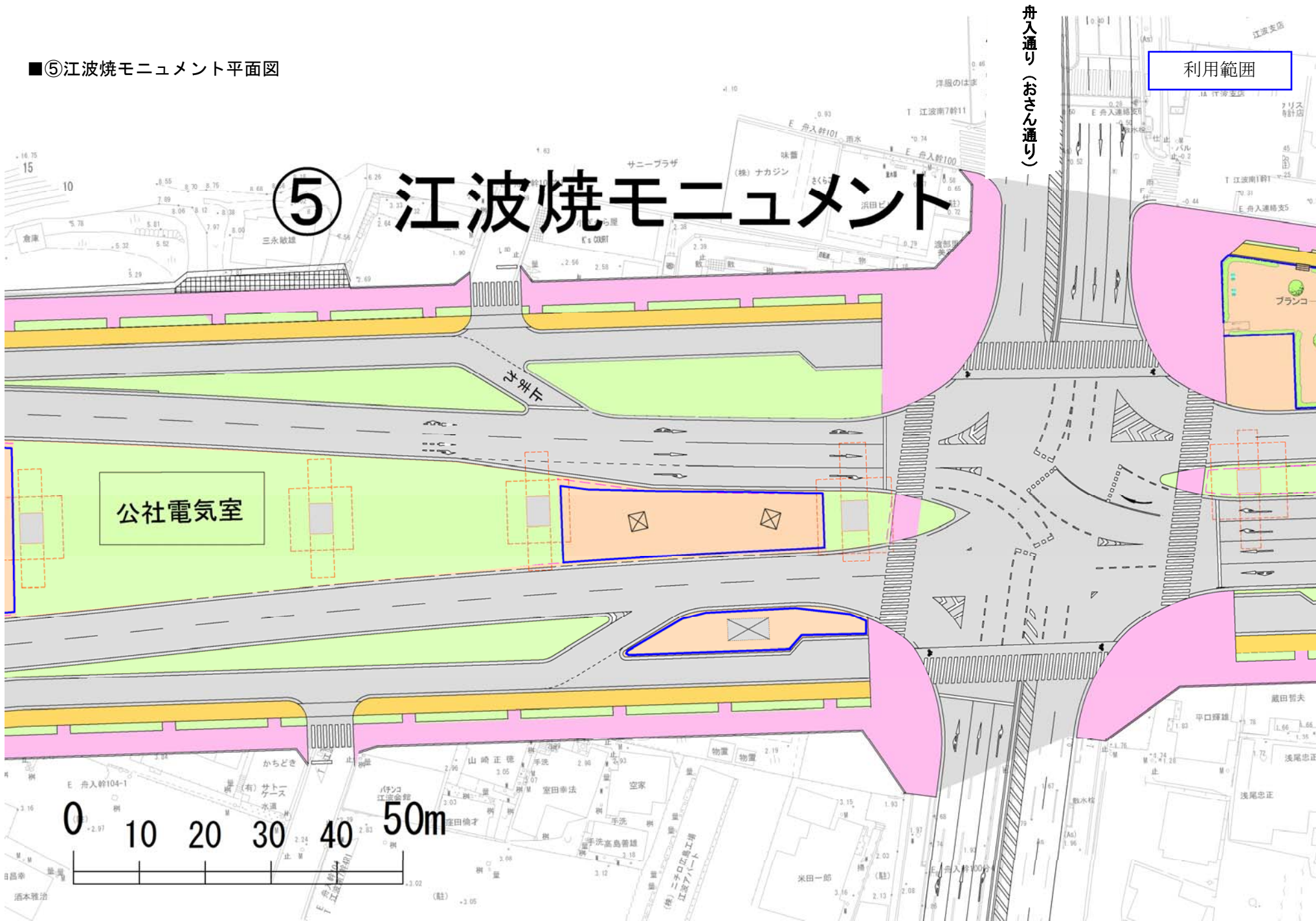


③ 歴史の道

■④グラウンドゴルフ平面図



■⑤江波焼モニュメント平面図

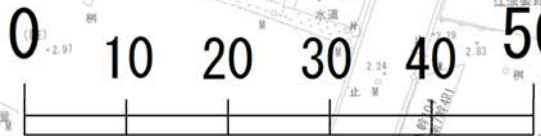


# ⑤ 江波焼モニュメント

利用範囲

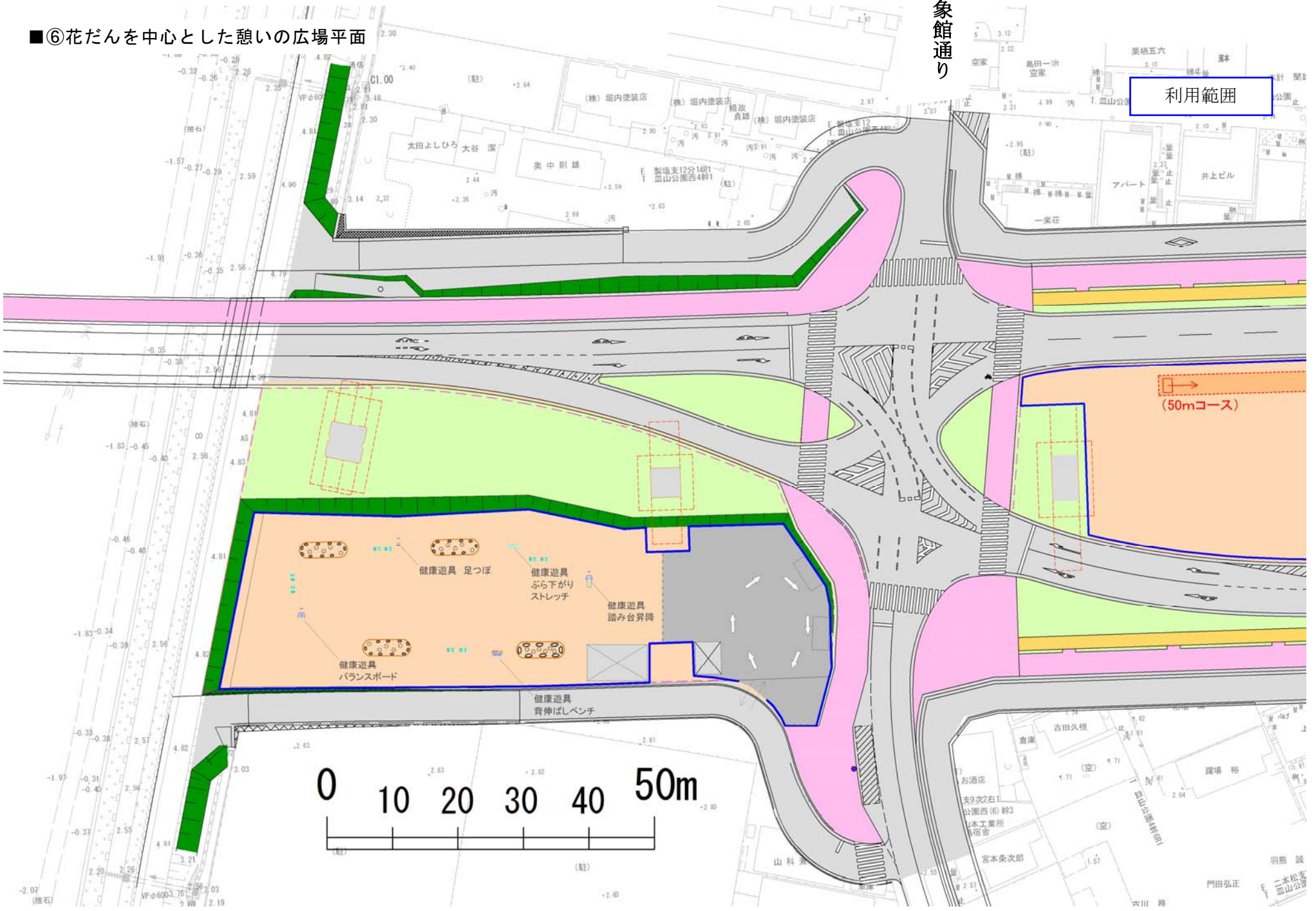
舟入通り(おさん通り)

公社電気室



■⑥花だんを中心とした憩いの広場平面

利用範囲



(50mコース)

